

◎新潟県告示第1525号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第99条第1項の規定により、西蒲原土地改良区から申請のあった交換分合計画を相当と認めたので、平成27年12月21日から平成28年2月8日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年12月18日

新潟県新潟地域振興局長

事業主体の所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
新潟市 西蒲原土地改良区	打越	交換分合	交換分合計画書の 写し	新潟市西蒲原区役所

- 1 この処分について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、新潟県新潟地域振興局長に申し出ることができる。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内（処分についての異議の申出を行った場合は、当該異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては知事が被告の代表者となる。）として新潟地方裁判所にこの処分についての取消しの訴えを提起することができる。